

広島県告示第八百九十六号

平成二十四年広島県告示第八百二十八号（公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本則中「及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄」を「同表の達成期間の欄」に改める。  
表を次のように改める。

水 域	該 当 類 型	達 成 期 間
三川ダム貯水池（神農湖）（全域）	湖沼 A	ハ
	湖沼 III （全窒素の項目の基準値を除く。）	イ

（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成